

# 町単独補助事業等の助成制限による滞納税の解消

## 鹿児島県さつま町

人口：25,972 人

面積：303.43 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

税の滞納者に対する町単独補助事業等の助成を一部制限し、負担とサービスの平等化と税の公平性を明確にするとともに、一部組織の改編を行い、徴収率の向上を図り、滞納税の解消に努める。

### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

- ・ 国・県などからの依存財源が減少していく中で、自主財源の確保が重要な課題となってきた。
- ・ この様な中で、税収入は貴重な一般財源であるが、町税等の収入率は微減ながらも低下の傾向にあったことから、収入率の向上対策と更には納税義務と負担の公平性等を確保するための対策が必要となった。

#### 2 取組の具体的内容

- ・ 補助金交付規則の中に、補助金等の交付要件として必要と認める事業において、町税等の滞納がある場合については、補助金等の交付を決定しないことが出来るとした条項を新たに加え、平成 17 年度分の補助金から対象とした。
- ・ 制限の対象は、次のとおりとしている
  - ① 5 万円以上の補助金を受ける者で、個人、組合及び民間会社（商店）等
  - ② 集会施設整備、中山間地域直接支払事業などの公民会（館）が事業主体となるものは除く。
  - ③ 公民会、協議会などへの運営活動補助は除く。
  - ④ 町の委託的性格の補助は除く。
- ・ 滞納の確認をする税等は、軽自動車税、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人町民税、介護保険料としており、補助事業を実施している担当課から照会があった時点で、納期を経過している税等がある場合に制限の対象とする。

- ・ 補助金申請に対して内容審査後に交付の可否を決定すべきではあるが、申請前において、交付要件の内容等（滞納がある場合の取扱い等）について、相手方に説明をすることが双方にとって望ましい方法であると判断し、殆どの場合、事前に説明を行い、制度の趣旨等について理解を求めている。
- ・ また、税財源移譲に伴う町税の増税が生じる中で、危惧される収納率の低下に対応するため、平成18年4月1日の組織機構の改編により、税収納部門の強化策として、これまでの収納係を1係から2係とし、税の徴収、滞納処分等の業務を専門に行う係として設置し体制を整えた。

#### 【対象となる補助金の例（一部）】

- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- 種雌牛試験交配対策事業補助金
- 水田放牧場施設整備事業補助金
- 有害鳥獣対策事業補助金
- 通学費補助金
- 商店街環境保全施設等設置及び撤去費補助金

### 3 取組の効果

- ・ 平成17年度の実績としては、事業を実施している担当課から町税等の滞納確認に関する照会件数が428件あり、このうち30件の滞納件数があったが、滞納の確認後約2週間以内において、30件全ての滞納者から滞納額1,796千円の収納があった。
- ・ 全額が効果額とは捉えられないが、未納分が短期間のうちに納入されている点から効果は大きいものと推察される。

### 4 取組中の課題・問題点

- ・ 個人以外の組合、団体等における滞納者の取り扱いと範囲  
→ 複数の構成員により組織される組合等については、それぞれの構成員の滞納状況を確認することとした。

### 5 今後の課題

- ・ 現在は、補助金等の交付要件として必要と認める事業となっているため、限られた一部の町民が対象であることや、補助金交付申請時のみの一過性的な面があるため、継続的に大きな効果は期待出来ない。
- ・ 他の法令及び条例等に定めがある場合を除き、制限する行政サービスの枠を広げることの可能性の検討が今後の課題である。

担当部署：総務課行政管理室